

弊社商品の「精米時期」表示への変更について

日頃より弊社商品をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

さて、精米商品は、これまで「精米年月日」を表示することとされていましたが、食品表示基準の一部改正(2020年3月27日付)により、「年月旬(上旬/中旬/下旬)」という「時期表示」が可能となりました。

この変更により、精米表示に幅を持たせることで、精米年月日が古いという理由だけで、廃棄または販売対象外とされていた商品のロスの削減につながります。

また、精米工場での生産から納品までを従来より計画的かつ効率的に行うことで、深刻化する物流問題の解決と、エネルギーの削減につながり、昨今注目されています「SDGs(持続可能な開発目標)」の観点からも重要な取り組みとなります。

これを踏まえ、弊社といたしましては、以下の通り精米時期表示への変更を行いますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ◆変更時期 : 2021年4月上旬精米分より
- ◆対象商品 : 弊社精米商品
- ◆変更後の印字表示例



〈拡大図〉

- 2年産
- 精米時期
- 21.04.上旬
- 124A12

- … 令和2年産(お米が収穫された年)
 - … 精米年月日より変更
 - … 2021年4月 **上旬**に精米されたお米
 - … 当社製造ロット番号
- 〈精米時期の表記方法〉
「上旬」: 1日～10日精米
「中旬」: 11日～20日精米
「下旬」: 21日～月末日精米

※容器への印字位置は商品によって異なります。

※容器の一括表示欄『精米年月日』表記は
順次『精米時期』表記へ変更となります。

◆お問合せ先

福井県米穀株式会社 米穀営業部
TEL 0776-36-7154